

## 竹原市民生都市建設委員会

令和6年2月22日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第13号 市道路線の廃止、認定及び変更について
- 2 議案第15号 大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定について
- 3 議案第16号 竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定について
- 4 議案第17号 竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について
- 5 議案第18号 老人集会所の指定管理者の指定について
- 6 議案第19号 竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定について
- 7 議案第20号 竹原市犯罪被害者等支援条例案
- 8 議案第21号 竹原市空家等の適正な管理に関する条例案
- 9 議案第22号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第24号 竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第26号 竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第27号 竹原市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第29号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第30号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 15 議案第31号 竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案
- 16 議案第32号 竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案
- 17 議案第33号 竹原市公共下水道条例の一部を改正する条例案
- 18 議案第34号 竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
- 19 議案第35号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 20 議案第38号 令和5年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 21 議案第40号 令和5年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

2 2 議案第 4 1 号 令和 5 年度竹原市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和6年2月22日)

出席委員

氏 名	出 欠
下 垣 内 和 春	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席
宇 野 武 則	欠 席
吉 田 基	出 席
高 重 洋 介	出 席
今 田 佳 男	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席

委員外議員出席者

氏 名
松 本 進
道 法 知 江
大 川 弘 雄
堀 越 賢 二
平 井 明 道

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 道面篤信

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊
税 務 課 長	向 井 聡 司
市 民 課 長	内 山 修
社 会 福 祉 課 長	住 田 昭 徳
健 康 福 祉 課 長	森 重 美 紀
地 域 づ くり 課 長	西 口 広 崇
建 設 部 長	梶 村 隆 穂
建 設 課 長	松 岡 俊 宏
都 市 整 備 課 長	広 近 隆 幸
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正

午前9時53分 開会

委員長（下垣内和春君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第1回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第1回定例会へ提案させていただいております議案のうち、議案第13号外21議案につきまして御説明をさせていただきます。慎重な審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

当委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審査順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後、座ったままで行っていただいで結構です。

それでは、議案第15号大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） それでは、私のほうから御説明いたします。

議案第15号大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定につきまして御説明を申し上げます。

議案参考資料の29ページを御覧いただきたいと思ひます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、大久野島毒ガス資料館の指定管理者を指定するものであります。

大久野島毒ガス資料館につきましては、離島施設のため、島内による管理運営主体が毒ガス資料館の施設の管理を行うことが効率的かつ効果的であり、緊急時の対応も可能となることから、非公募により、現在の指定管理者でございます一般財団法人休暇村協会、休暇村大久野島を指定管理者の候補者として選定をしております。

新しい指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、同団体を大久野島毒ガス資料館の指定管理者として指定するため、地方自治法第244の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

また、指定管理料につきましては、最低賃金の上昇による人件費の増額や光熱費等の管理経費が高騰いたしましたため、年間で約120万円の指定管理料が増となります。これによりまして、現在の指定管理料336万1,000円が456万2,000円となります。

議案第15号の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第38号令和5年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） 議案第38号令和5年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、その内容を御説明いたします。

議案等補足説明資料7ページを御覧ください。

毎年当議会にお諮りしております事業の精算でございます。

まずは、歳入から説明をさせていただきます。

（1）番から（3）番につきましては税務課長から御説明いたします。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） それでは、御説明をさせていただきます。

1、歳入の（1）医療給付費現年課税分1,557万3,000円、（2）後期高齢者支援金現年度分692万3,000円、（3）介護納付金現年課税分93万2,000円につきましては、当初予算を下回るために減額補正を行うものでございます。減額の理由につきましては、被保険者の負担軽減を図るため、本市独自の緩和施策として、県内の医療費等から推計された標準保険料から減額したことによるものでございます。よって、当初予算の見込みを下回るため、現年度分の合計2,342万8,000円を減額するものでございます。

市民課長（内山 修君） それでは、私から、8ページを御覧ください。

（4）番の県繰入金につきましては2,090万4,000円を増額いたします。理由といたしましては、医療費の適正化や保険税収納率の向上に必要な費用等が県から交付されるものでございまして、保険税収納率確保対策の交付額が当初の見込みを上回るため増額するものでございます。

次に、（5）番、国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては281万9,000円を増額いたします。理由につきましては、令和5年度歳入調整のため基金繰入金の増額補正を行うものでございます。

そして、最後、（6）番、前年度繰越金につきましては643万5,000円を増額いたします。理由につきましては、令和4年度国民健康保険特別会計精算に伴う前年度繰越金の増額補正を行うものでございます。

以上が歳入の説明となります。

次に、歳出の御説明をさせていただきます。

9ページを御覧ください。

（1）番、過年度返還金について673万円を増額いたします。理由につきましては、令和4年度広島県国民健康保険給付費等普通交付金の特定健康診査に要する費用分について超過額が発生をいたしましたため返還金を増額するものであります。

以上が歳出の説明となります。

歳入歳出同額の673万円を増額することによりまして、現行予算29億8,537万2,000円から、補正予算後は29億9,210万2,000円となります。

議案38号竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第40号令和5年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） それでは続きまして、議案第40号令和5年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容を御説明いたします。

議案等補足説明資料10ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、毎年当議会にお諮りしております事業精算でございます。

補正額につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合長より令和5年12月15日に正式に広島県下全市町に通知のあった各種事業の実績の精算見込額に基づいております。

まずは、歳入から御説明いたします。

（1）番、特別徴収保険料につきまして618万2,000円を減額いたします。理由につきましては、広域連合において各市町の保険料特別徴収分を再計算した結果、対象者が減となったため減額となったものでございます。

次に、（2）番、普通徴収保険料の現年分におきましては1,165万1,000円を減額いたします。理由といたしましては、（1）と同様でございます。

次に、（3）番、普通徴収保険料滞納繰越分につきましては27万2,000円を増額いたします。理由といたしましては、当初見込額を超える歳入があったものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

（4）番、保険基盤安定繰入金につきましてはですが、440万3,000円を減額いたします。理由につきましては、（1）と同様に、広域連合より各市町の基盤安定負担金を再計算した結果、減額となったものでございます。

続きまして、（5）番、前年度繰越金につきましてはですが、199万5,000円を増額いたします。理由といたしましては、令和4年度後期高齢者医療特別会計決算により繰



越金が生じたため増額補正を行うものです。

次に、(6)番、保険料延滞金につきまして2万9,000円を増額いたします。理由といたしましては、保険料延滞金収納額が当初の見込額を上回るため増額補正をするものでございます。

次に、歳出について御説明させていただきます。

12ページを御覧ください。

(1)番、広域連合納付金、保険料負担金1,994万円を減額いたします。理由といたしましては、広域連合において今年度の保険料負担金について再計算をした結果、減額となったものでございます。財源内訳のとおり、先ほどの御説明いたしました歳入合計額と同額となります。

以上によりまして、歳入歳出同額の1,994万円を減額することによりまして、現行予算額5億4,445万5,000円から、補正後予算は5億2,451万5,000円となります。

議案第40号令和5年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明は以上であります。よろしく申し上げます。

委員長(下垣内和春君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(下垣内和春君) ないようですので、次に参ります。

議案第22号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長(向井聡司君) それでは、議案第22号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして御説明をいたします。

議案書53ページと議案参考資料43ページになります。

改正の内容につきましては、市民福祉部の議案等補足説明資料で説明をいたしますので、2ページの令和6年度国民健康保険税の見直しについてを御覧ください。

資料の訂正が1点ございます。2のところの一番最後の列、現行との比較の増減、④引く①の上の欄の0.32%ではなく0.47%ですので、よろしくお願いをいたします。

まず、1の竹原市国民健康保険税率の見直しに係る方針でございます。

(1)の広島県国民健康保険運営方針の変更と申しますのは、保険料水準の統一に向けたこれまでの経緯でございますが、広島県では、将来的には県内同じ保険料率である統一保険料率を目指しております。それまでの段階としまして、令和6年度に市町ごとの収納率を反映した準統一保険料率の実施に向けて、急激に被保険者の負担が重ならないように、平成30年度から令和5年度の6年間は市町独自の激変緩和措置期間を設け目指してまいりました。しかしながら、令和6年度の保険料水準も大幅な上昇が試算されまして、目指してきた準統一が見送られることとなりました。したがって、令和6年度につきましては、これまでと同様に国民健康保険税率について検討することとなったことでございます。

(2)の対応方針といたしまして、広島県が示す標準保険料率を参考に財政調整基金の繰入れを行い、激変緩和措置を行うものでございます。

(3)の方針の目的でございますが、こちらは激変緩和措置を行うことで納税者の負担軽減を図るものでございます。

(4)の方針の内容につきましては、令和6年度の医療費の見込みが増加したことにより、県が示した令和6年度の標準保険料率が前年度比で1.2%程度上昇したことによるもので、この増額は、物価高、燃料費の高騰が市民生活や経済活動に重大な影響がある中、納税者への負担が大きいと判断いたしまして、医療分、支援分について、令和5年度の標準保険料率を適用しまして、令和5年度から上昇率を4%程度に抑えた税額とする激変緩和措置を講じることといたしました。

次に、2の現行税率と標準保険料率及び激変緩和措置適用後の保険税率の比較の表を御覧ください。

①が令和5年度の現行の保険税率、②は昨年県が示しました令和5年度の標準保険料率、③が令和6年度の標準保険料率で、県が示したものになります。④が激変緩和措置適用後の令和6年度の保険税率案になります。

1の現行と3の標準保険料率、4の激変緩和措置適用後の税率案を比較しますと、所得割額では、医療分、支援分、介護分の合計が①11.58%、③13.55%、④12.05%、①対③が1.97%となる上昇率を①対④の0.47%の上昇に抑制いたします。

均等割でございますが、①の現行の合計が5万500円から③の5万9,501円とな

り、9,001円の増額となるところを、④の激変緩和措置を適用しまして、2,300円の増額に抑制をいたします。

次に、平等割でございますが、①の現行の合計が3万1,100円から③の標準保険料率では3万6,369円となりますので、5,269円の増加となります。こちらも、激変緩和措置を適用しまして④の3万2,400円とし、1,300円の増額に抑制をいたします。

今回は、令和5年度現行保険料率と県が示す標準保険料率の差がこれまでになく大きく急激な増額となってしまうため、②の昨年県が示した令和5年度の標準保険料率を参考に激変緩和措置を講じております。

次に、3の1人当たりの調定額の比較でございます。

令和5年度の1人当たりの調定額は8万5,912万円で、激変緩和措置適用後の令和6年度案でいきますと8万6,165円となり、253円の増額となっております。

次に、4の財政調整基金の見込みでございますが、基金残高見込額が4億4,265万6,754円でございます。令和6年度の基金の取崩しの見込みが4,377万1,000円で、令和6年度末の基金残高は3億7,914万9,923円となる見込みでございます。これは、令和7年以降に収入不足が生じた場合など、歳入不足を補うための費用とするものであり、安定した運営ができるものと考えております。

以上のように、令和6年度の保険税率案として、医療分、支援分につきましては、昨年広島県が示しました令和5年度の標準保険料率を適用した上で財政調整基金を繰り入れ、医療分、支援分の上昇を緩和するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第16号竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

地域づくり課長。

地域づくり課長（西口広崇君） 議案第16号コミュニティ集会所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

提出議案の31ページ、議案参考資料の31ページを御覧ください。

地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、竹原市コミュニティ集会所の指定管理者を指定しようとするものでございます。

コミュニティ集会所は16か所ありまして、施設の設置目的や管理上の利便性など総合的に検討した結果、非公募として、現在の指定管理者である関係自治会を引き続き指定管理者に指定することとし、これらの団体と協議を行ったところ、指定管理者の指定の申請があり、審査を行った結果、適当であると認めたものでございます。

今回の指定管理料につきましては、電気料の高騰等もありまして、増額で試算をしております。

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者と指定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第20号竹原市犯罪被害者等支援条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域づくり課長。

地域づくり課長（西口広崇君） 議案第20号竹原市犯罪被害者等支援条例案について、提出議案の43ページ、議案参考資料の39ページを御覧ください。

議案参考資料により御説明させていただきます。

提案の要旨でございます。犯罪被害者等基本法に基づき基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本的な事項を定めようとするものでございます。

主な条例の内容でございますが、(1)として、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行う。

(2)としまして、経済的負担の軽減を図るため、一時金として、遺族には30万円、負傷者、全治1か月以上につきまして10万円のお見舞金の支給を行う。

(3)として、従前の住居に居住することが困難となった場合において、居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮、その他必要な支援を行う。

(4)としまして、犯罪被害者等が置かれている状況、2次被害の発生の防止の重要性について市民等及び事業者が理解を深めることができるよう必要な啓発を行うと定めております。

令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第24号竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域づくり課長。

地域づくり課長（西口広崇君） 議案第24号竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、提出議案の61ページ、議案参考資料の57ページを御覧ください。

議案参考資料により説明させていただきます。

提案の趣旨でございます。施設の老朽化や耐震性の不足が確認され休館状態となっている吉名隣保館について、耐震補強を行うことが見込めないことから廃止するものでございます。

一部改正につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第27号竹原市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域づくり課長。

地域づくり課長（西口広崇君） 議案第27号竹原市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提出議案の71ページ、議案参考資料の77ページを御覧ください。

議案参考資料により説明させていただきます。

提案の要旨でございます。現在地域の活動拠点として使用されている城山会館を地域集会所に追加し、施設の老朽化により使用されていない毛木沖集会所を廃止するものでございます。

一部改正につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

高重委員。

委員（高重洋介君） それでは、質疑をさせていただきます。

1つの集会所を廃止にして1つを増やすということではありますが、公共施設の再編成とかで床面積を減らしていこうという中で、少しこれは市の考え方と違う方向性ではないかなというふうに思われます。

現在、集会所として追加をなぜされるのか、目的ですね。また、この城山会館がどの位置にあるのかをお聞きします。

委員長（下垣内和春君） 地域づくり課長。

地域づくり課長（西口広崇君） 城山会館なのですが、昭和45年3月に建設されて、隣保館の隣地のほうに建っております。吉名隣保館が設置されて、その附属施設としてこれまで使用されておりました。令和3年に吉名隣保館が休止という形になりまして、隣保館事業をそれぞれ、人権センター、地域交流センター、それとあとの城山会館を利用して隣保事業を進めていたという状況になります。このたび吉名隣保館を廃止するに当たって、活動拠点としております城山会館を集会所として条例に追加いたしまして、管理運営を適正に行っていこうというふうに考えております。

委員長（下垣内和春君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 城山会館が昭和43年ということですか。隣保館が43年。

地域づくり課長（西口広崇君） 昭和45年。

委員（高重洋介君） 45年といたら、もう53年ぐらいたってますよね。ということは、この城山会館も、例えば指定管理というのか、電気代とかで運営していくのでしょうか、逆に言えば、これから維持費が、いろんな面で老朽化してかかっていくのも実際に事実あると思いますし、耐震の補強もできてないとも思うのですね。

先ほども言いましたように、公共施設の再編整備の面から考えると、近くには、今聞いたら、交流センターもございますし、そちらのほうで全ていろんなことが行えるんじゃないかなと。

毛木沖集会所を廃止ということも、毛木沖集会所も大分古い、今使われてない集会所じゃないですか。もう一つありますよね、新しい道路のところ。それを考えるとどうなのかなと。

それとまた、同僚議員からもいろんな意見が出ています。例えば、解放同盟の関係とかでもお話がありましたが、今の時代、私はこういうことをもう次の世代に残すべきではないと思うのですね。全て、もうそういうものを断ち切って、みんなが平等にやるべきだと思います。そして、そういうことを望むのであれば、残していく方向性というのはどこにあるのかなと。毎回、資料請求の中にも、同和問題で差別事案があったのかというときにゼロで来てますよね。それ、わざわざ出すこと自体がどうなのかなと。それをこれからの次の世代に残していくこと自体が、私は少し違うのではないかなというふうに思われますが、その点についてはどういうふうに思われでしょうか。

委員長（下垣内和春君） 地域づくり課長。

地域づくり課長（西口広崇君） 吉名隣保館が休止になったときに、それぞれ地域交流セ

ンターのほうに移行して、そちらのほうで事業を進めていくような形で考えていたんですが、地域交流センターもそれぞれ教室、講座を行っておりますので、なかなか一遍にそこへ入ることができなかったということで、吉名隣保館の隣地である城山会館も利用しながら隣保事業を進めてきたという経緯があります。

それと、確かに古い施設ではあるのですが、毛木沖集会所についても、老朽化して使用していないということで、休館状態が長く続いていた。その近くに、毛木会館ですか、コミュニティ集会所が近くにありまして、そちらのほうも利用しながら、今回、毛木沖集会所を廃止するということになっております。

集会所が、これまで市内には、老人集会所、教育集会所、地域集会所、コミュニティ集会所と、いろいろ目的に沿って建設された経緯がございます。今後、総合的にその集会所を管理運営、今さっき言われた財政面も含めて、地域の実態を含めて、今後総合的に管理をしていかなければいけないというふうには考えております。

今回城山会館を追加したのは、そこを拠点にして使用されていると。また、竹原市、市民が持っておられる施設という、財産というふうな形になりますので、いかにその財産を効率よく使用していただければというふうに考えて、今回追加という形にさせていただいたということになっております。

委員長（下垣内和春君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 目的に合ったという話もありますが、実際に公共施設の再編成などで減らしていこうという中で、ほかの施設を利用しながら、例えば交流センターを使うこともできるわけですね。今言われたように、毛木沖にしても、そこを使いながら、またほかの交流センターとかを使うって。ただ、わざわざそこを、もう50年過ぎた建物をなぜ残していくのか。これから市が向かっていく方向と僕は逆な方向に行ってるなというイメージがあります。

公共施設は市民みんなのものですよね。それは、そこでいろんな人がいろんな活動をしてるわけですから、そこでやればいいわけであって、特別にここだけを残す。例えば、それがまだ建って10年とかというわけじゃないですね。もう50年以上もたってるものをわざわざまたそれを追加するというのがどうなのかなと。それと、先ほど言いましたように、もうそういう時代じゃないと思うのですね。本当にこれからの世代にそういうものは残していかないというか、次の世代にもうそういうものはなくしていこうと。これは残すから伝わるわけであって、残さずに、そういったものがないようなまちづくりができれば



なというふうに思います。

最後に、何か言いたいかという、公共施設は、どこの公共施設も市民皆さんが自由に使える場所のできるのだから、わざわざここを残す必要がないということで、御答弁のほうをお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） 地域づくり課長。

地域づくり課長（西口広崇君） 先ほど委員さんが言われたように、皆さんが使っていられる施設というふうな形で残していければというふうな考え方をおっしゃられましたので、最終的には、今のいろんな目的で建った集会所も、一つの集会所みたいな形で市民に拠点として使っていただければというふうには考えております。

委員長（下垣内和春君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

説明員を入れ替えますので、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時36分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第17号竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について、議案第18号老人集会所の指定管理者の指定について、議案第19号竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） それでは、指定管理者の指定につきまして、健康福祉課からは議案第17号から議案第19号までの3件について御説明をいたします。

この3件につきましては、いずれも現在の指定管理者を引き続き指定するものでございます。

それでは、順次説明をさせていただきます。

3件とも議案参考資料に従って説明をさせていただきます。

議案第17号竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について御説明します。

議案参考資料33ページをお開きください。

竹原市黒滝ホームの指定管理につきましては、その設置目的、利用状況を鑑み、利用者の福祉維持等を含め総合的に検討した結果、非公募として、現在の指定管理者を引き続き指定するものであります。

指定管理者となる団体は中国新聞社会事業団、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

続きまして、議案第18号老人集会所の指定管理者の指定について御説明します。

議案参考資料35ページをお開きください。

老人集会所20か所の指定管理につきましては、その設置目的、利用状況を鑑み、地域に密着した管理運営による地域の活性化などの効果を含め総合的に検討した結果、非公募として、現在の指定管理者を引き続き指定するものであります。

指定管理者となる団体は、一覧表のうち36ページの2か所、皆実会館と成井会館につきましては、それぞれ皆実自治会、成井地区自治会を指定管理者とし、この2か所以外の18か所につきましては、竹原市老人クラブ連合会を指定管理者とするものです。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

続きまして、議案第19号竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定について御説明します。

議案参考資料37ページをお開きください。

竹原市ふくしの駅の指定管理につきましては、その設置目的、利用状況を鑑み、事業効果等を含め総合的に検討した結果、非公募として、現在の指定管理者を引き続き指定する内容となっております。

指定管理者となる団体は社会福祉法人竹原市社会福祉協議会、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

今田委員。

委員（今田佳男君） 議案第18号老人集会所の指定管理者の指定についてということで、前からということで竹原市老人クラブ連合会が指定管理をたくさんのところを受け持たれるということなんですが、なかなか老人クラブ連合会さんのほうも、ちょっと組織が

人数も減られてという話も聞いてますが、これはお任せして大丈夫ということで、失礼な言い方になったらいけないのですが、その辺のところは、状況をつかまれて、指定管理者として適当であるという判断でよろしいのでしょうか。

委員長（下垣内和春君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 竹原市老人クラブ連合会の会員減少につきましては、会長や事務局長さんから度々お話を伺っております。このたびの指定管理につきましても、老人クラブの会員減少と管理が難しくなっている現状を踏まえて、申請までに役員の方々と何度かお話をし、お互いの考え方を共有した上で申請書を提出いただいたところでございます。

委員長（下垣内和春君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 今課長が言われるように、ちょっと人数も減られて苦労されているという中で、期間が結構、令和11年3月までということになってくるので、若干、その期間の間に会員の減少とかで難しくなるということはないのでしょうか、頑張っているのでしょうか、いろんな条件で対応せざるを得ない場合も出てくると思うのですが、その辺のところはお考えになってますか。

委員長（下垣内和春君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 市老連のいろんな課題につきましては、現在でも役員の方々と定期的に意見交換をしております、いろいろな諸課題、管理ができなくなってしまうとかという課題については一緒に取り組もうと考えております。

委員長（下垣内和春君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 一生懸命対応していただいているのはよく分かるのですが、こうやって指定管理を受けていただいているわけなので、トラブルがないようにとか、うまくいくように協力とか、調整をうまいことやっていただくようにお願いします。よろしくお願いします。

委員長（下垣内和春君） 答弁はいいですか。

委員（今田佳男君） いいです。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第29号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 議案第29号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

補足説明資料に従って説明しますので、補足説明資料3ページをお開きください。

1の趣旨でございます。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による改正後の介護保険法の施行に伴い、法第115条の2第1項に規定する介護予防支援事業者について、指定事業者の指定の申請等に対する審査に係る手数料の額を定めるものでございます。

2の経緯でございます。介護予防支援事業、これは介護予防ケアプランの作成等の事業でございますが、につきましては、市が設置主体となっている地域包括支援センターのみで実施可能となっていたところ、地域住民の複雑化、複合化したニーズへの対応などによる地域包括支援センターの業務量増大に伴い、介護予防支援事業の実施可能事業者を指定居宅介護支援事業者、いわゆるケアマネ事業所でございますが、へ拡充することにより、地域包括支援センターの負担を軽減し、体制の整備を図ることとされました。そのため、指定事業者の指定の申請に対する審査に係る手数料の額を定めるものでございます。

3の手数料の額につきましては、現在徴収している介護保険法に基づく各種指定申請の審査手数料のうち、介護予防サービスに関する指定手数料は一律1万円としていることから、同額の1万円を設定しております。

令和6年1月時点の対象のこの事業者数は11事業者であります。

施行期日は令和6年4月1日であります。

説明は以上でございます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第30号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 議案第30号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明します。

補足説明資料4ページをお開きください。

1の趣旨でございますが、介護保険事業においては、法令に従い国の基本方針に即して3年ごとに事業計画を定めるとともに、事業実施に係る保険料については、年間の保険料を、第5段階の額を基準額として所得段階別に定める保険料率を乗じて算定された額を課することとされております。令和6年度から令和8年度までの保険料率について、第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者数、要介護認定者数等を推計した上で保険給付に要する費用を積算し、また被保険者の保険料負担軽減のため介護給付費準備基金の繰入れを見込み、保険料率を定めるものでございます。

2の第5段階の基準額でございますが、月額6,000円から5,800円に減額するものでございます。

次に、3の所得段階別保険料額でございますが、今般、介護保険法施行令が改正され、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げにより、低所得者の保険料上昇を抑えることとされました。よって、所得段階を9段階から13段階に変更しております。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

説明は以上です。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第34号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） おはようございます。社会福祉課でございます。

議案第34号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案につきまして御説明をいたします。

議案書の91ページ、議案参考資料の99ページとなります。

本日本におきましては、議案参考資料と、あと別添資料として配付させていただきました委員会補足資料にて説明をさせていただきます。

それではまず、議案参考資料のほうの99ページをお開きいただければと思います。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、指定地域密着型サービス等の事業の実施に係る基準等が改められたことに伴い、必要な規定を整備するものでございます。

次に、改正の内容でございます。このたび上程させていただきましたこの条例等の一部改正についてでございますが、今回の改正の内容は4条例を含んでおります。以下記述しております（1）から（4）までの4条例につきまして、このたび厚生労働省令の改正の内容を参酌し身体的拘束等の適正化の推進に関する規定を設けるなど、厚生労働省令と同様の基準に改めた内容となっております。

なお、このたびの厚生労働省令の改正自体は多岐にわたることから、ここからは、本市に関する内容につきまして別紙委員会の補足説明資料のほうにて説明をさせていただきます。

それでは、委員会資料のほうの5ページをお開きいただければと思います。

1番、国の動向でございます。このたびの基準省令の改正における国の動向を御説明いたします。

介護サービスに係る基準につきましては、3年に1度、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会、介護給付費分科会の審議を踏まえた改正が行われており、今回の改正につきましては、地域包括ケアシステムの推進、自立支援、重度化防止、生産性向上による環境整備の改善、制度の安定性、持続性に視点を置いた改正内容となっております。以上が国のまず動向となります。

2の改正目的でございます。このような国の動向の中、身体的拘束等の適正化の推進、管理者の兼務範囲の明確化、介護現場の生産性の向上、書面揭示規制の見直し、介護予防支援の円滑な実施等を目的とした内容を新たに条例に規定することにより、より利用者に対するサービスの質の向上等を図るため実施する内容となっております。

3、主な改正内容でございます。

それでは、項目ごとに改正内容を御説明させていただきます。

(1) 身体的拘束等の適正化の推進。身体的拘束等の適正化を推進するため、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修の定期的な実施を1年の経過措置を設け義務づける内容となっております。

(2) 管理者の兼務範囲の明確化。提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲につきまして、同一敷地内における他の事業所施設でなくても差し支えない旨を明確化した内容でございます。

(3) 介護現場の生産性の向上でございます。利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を、3年の経過措置期間を設け義務づける内容となっております。

(4) 書面掲示規制の見直し。事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項につきましては、インターネット上での情報の閲覧が完結できるよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを、1年の経過措置を設け義務づける内容となっております。

(5) 介護予防支援の円滑な実施でございます。指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、人員配置等、所要の規定を整備する内容となっております。

(6) その他といたしまして、文言整理等、所要の改正を行う内容となっております。

今回の改正により、関係のある市内事業所でございますが、延べ29事業所、内訳は以下のとおりとなっております。

それでは、次のページを御覧いただければと思います。

この表につきましては、このたびの改正する条例ごとに内容を整理し一覧にしたものとなっております。横軸に条例区分、それから当該条例が定めている各々の事業、それからそれらの対象者、このたびの主な改正内容、それから関係する事業所を記載しておりますので、改めて御一読いただければと思います。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

根拠法令ですが、議案参考資料に記載しておりますとおり、介護保険法第78条の4、第81条、第115条の14及び24となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第35号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） 議案第35号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして御説明をさせていただきます。

それでは、議案書115ページ、議案参考資料155ページをお開きください。

議案参考資料にて御説明をさせていただきます。

1の提案の要旨でございます。国におきまして特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するものでございます。

現在の教育・保育等制度として、施設型給付を受ける認定こども園等の設置基準や遵守すべき運営基準等につきましては、国の省令において制定されております。あわせて、従うべき基準、参酌すべき基準として、実施主体である市町においても同様に条例で定めるといった体制になっております。

2の改正の内容でございます。このたびの改正項目は2項目でございます。

(1) 内閣府令の基準に合わせて、利用者負担などの重要事項につきまして、書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものでございます。

(2) 内閣府令の基準に合わせて、磁気ディスク等の特定の媒体による記録の方法を定めた規定を見直し、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるもの、具体的には、磁気ディスク、CD-ROM等、その他、これらに準ずる方法により一定の事項を確



実に記録しておくことができるものという表現から電磁的記録媒体という表現に改め、文言の適正化を図ったといった内容となっております。

3、施行期日であります。公布の日としております。2の1につきましては令和6年4月1日となります。

4、根拠法令でございますが、子ども・子育て支援法第34条並びに第46条となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時02分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議案第13号市道路線の廃止、認定及び変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。建設課の件につきましては、議案第13号市道路線の廃止、認定及び変更についてでございます。

議案書につきましては23ページ、議案参考資料につきましては19ページとなっております。

それでは、議案参考資料によりまして御説明させていただきます。

本案は、道路法の規定によりまして、市道路線を廃止、認定及び変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、4路線の市道を廃止した後、新たに整備する5路線を市道として認定し、1路線の終点を変更するものでございます。

具体的な路線につきましては、別図1を御覧ください。

広島県が施行する本川浸水対策重点地域緊急事業に関連しました道路整備に伴い、3路

線、0251、中通東上条線、5017、中通宮原線、5026、中通3号線の廃止を。

それから、別図2を御覧ください。

こちらは、旧忠海西小学校における外周道路の登記上の整理に伴う1路線、9119、忠海西小学校線の廃止を。

それから、別図3を御覧ください。

先ほど別紙1で御説明させていただきました、県事業に伴う道路整備によりまして、新たな路線として、0251、中通東上条線、0265、中通須方線、5017、中通6号線、5026、中通7号線の認定を。

それから、別図4を御覧ください。

先ほど別図2で説明いたしました、旧忠海西小学校の外周道路整理に伴いまして、9119、鍵坪宮床線の認定を。

最後、別図5を御覧ください。

こちらは、塩町4丁目の市道、7195、塩町19号線が、別図6を御覧いただきたいと思っております。宅地開発によりまして道路が延長されたことに伴い、1路線の終点を変更するものでございます。

根拠法令につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第32号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 続きまして、議案第32号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

議案書につきましては85ページ、議案参考資料につきましては91ページとなっております。

それでは、議案参考資料によりまして御説明させていただきます。

本案は、漁港漁場整備法の一部が改正され法律の名称が改められたことに伴い、同法を引用している規定を整理するものでございます。

改正内容につきましては、漁港漁場整備法の名称が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改められたことに伴い、同法を引用している規定において法律の名称を改めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日としております。

根拠法令につきましては地方自治法第244条の2となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第21号竹原市空き家等の適正な管理に関する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（広近隆幸君） それでは、議案第21号の竹原市空き家等の適正な管理に関する条例案について説明させていただきます。

説明資料につきましては、別冊の補足説明資料のほうで説明させていただきたいと思っております。カラーで2枚物となっておりますので、よろしく願いいたします。

それではまず、1枚目のほうになりますが、緑色の枠の中の説明となります。

この条例を制定する背景についてですが、空き家が適正に管理されず、倒壊等、保安上の危険な状態にあり、市民の生命等に重大な危機が切迫していても、現在の特措法による代執行によってでは緊急時の安全措置を円滑に行うことができないという、そういった課題があるため、法を補完する形で条例を定めるというものであります。

左側の1、目的として、第1条、条例に空き家の適正な管理に関する基本理念、所有者や市の責務、市民の役割、緊急安全措置など、空き家の適正な管理に関する必要な事項を定め、適正に実施していくことで、誰もが安全・安心で快適に住み続けられる住環境の保

全を図ることを目的としております。

次に、2番目として、基本理念を第3条に定めております。空き家の適正な管理を推進するため、所有者、市、市民はそれぞれに連携して空き家の発生の抑制、適正な管理、利活用の促進や除却に取り組むことにより快適な住みよい環境づくりを行うものとしております。

続きまして、3番目に、第4条から6条になりますが、所有者や市の責務、市民の役割について定めております。

まず、所有者は、自らの責任において、周辺に悪影響を及ぼさないよう空き家を適正に管理することとしております。当然となりますが、空き家は所有者が適正に管理する、これが基本となっております。

市の責務としましては、空き家の適正な管理や利活用の促進に関する意識啓発を行うこと、それから空家等対策計画に基づき必要な施策を実施することとしており、市民は市が実施する施策に協力することと定めております。

次に、7条の緊急安全措置と9条の軽微な措置についてです。空き家が保安上、著しく危険な状態にあり、市民の生命や財産に対する重大な危険が切迫しているときに市が必要最小限の措置を講じることができるようにしようとするもので、今回の条例の中で最も重要な部分となっております。

緊急安全措置の具体例としては、落下や飛散のおそれのある危険な部位の撤去、あるいはロープによる飛散の防止などであります。

また、この緊急安全措置のように、市民の生命や財産に対する重大な危険が切迫しているような状況にない場合であっても、保安上、衛生上、景観上、生活環境上の支障を軽減するため軽微な措置を講じることができるようにしようとするもので、その具体例としましては、開放されている扉を閉鎖する、あるいは飛散した部材を集積する、注意喚起の看板を設置することなどと想定しております。

それでは、次のページに移っていただきまして、そちらの冒頭で、現在の空き家対策、空家特措法による代執行では緊急時の安全措置を円滑に行うことができないというふうな課題があるということで説明申し上げました。そこで、法による措置と条例による措置の流れを示してございまして、なぜ今回の条例が必要になるかについて説明をさせていただきたいと思っております。

左側が法による措置の流れ、右側が条例による措置の流れとなっております。

まず、左側の法による措置ですが、適正に管理されていない空き家、これは、職員のパトロールあるいは市民からの通報、相談等により、まず市のほうでは、そういったことがありましたら現地の確認を行います。その上で、改善の必要があるということになれば、青色の点線で囲ってありますが、この枠の中に入っていきます。

まず、所有者を調査して所有者を特定し、その上で改善の依頼を通知します。そして、改善する意向があるのかというふうなことも確認を行っております。

この調査、通知等によって一定期間おいても改善が見られない場合で、特定空家に該当する程度の建物ということになりますと、空き家対策協議会に諮った上で特定空家等に認定をするという流れになります。

認定と同時に、まず第1段階となりますが、所有者等に対して文書によって助言、指導を行います。それでも改善が見られない場合は、次の段階に行きまして、勧告というふうな流れとなっております。それでも改善されない場合、ここからはちょっと枝分かれをしておりますが、通常の場合、左側の矢印ということで、最終段階ということで、所有者等に対する命令を出すこととなります。こちらは、正当な理由なく従わないときには罰則の規定もあるということになっております。

ここまでの規定、手続を経まして、初めて行政代執行ができるというふうなことになっております。

この右側にあります、先ほどの枝分かれした今度右側の部分ですが、こちらのほう、昨年12月に改正法が施行されまして、より円滑に代執行を行うことができるようにということで、命令を省略して代執行を行うことができるように簡略化されておまして、こちらは緊急代執行と言われております。

それであっても、非常にこの法による手続というのはハードルが高いものでありまして、これで行う場合に、台風等で急激に建物状態が悪化した場合、こういった場合には対応ができないということで、今回の条例を定めるということになっております。それが右側の条例による措置の流れということになっております。

こちらの措置では、特定空家に認定しなくても、保安上、危険で、市民に対する重大な危険が切迫しているなどの条件を満たしていれば、必要な限度においてということで緊急安全措置あるいは軽微な措置を行うというふうなことになっております。代執行が通常、解体、除却までするのに比べまして、緊急安全措置というのは、あくまで危険部位の撤去でありますとか、そういった必要最小限の措置というふうなことになっております。

こちらのほうの条例の施行日ということで、令和6年4月1日ということでもあります。

少し長くなりましたが、説明は以上です。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

今田委員。

委員（今田佳男君） 空き家は増えてて、こういう管理の可能性が出てくるわけなのですが、市の責務と、それから所有者等の責務というか、その中で、所有者は見込みがないときは利活用または除却を行うように努めるものとするという言い方、それから市民の役割は市が実施する空き家等に関し必要な施策に協力に努めるものとする条文に入ってるわけなのですが、これは意識啓発に努めると、市としてとなってるのですが、今でも一生懸命やられてるのは分かるのですが、実際空き家は増えてるので、今後どういうふうに周知というか、協力を求めるというか、そういうことについて啓発の仕方とかというのでお考えがあればお願いします。

委員長（下垣内和春君） 都市整備課長。

都市整備課長（広近隆幸君） こちらのほう、市の役割、市民の役割、その所有者の責務というふうなことで定めておりますけど、竹原市のほうでは、空き家対策計画ということで、こちらで、社会問題化してるこの危険な空き家の対策ということで、様々な施策でありますとか実施の体制でありますとか、そういったことを定めて既に取り組んでおまして、一番重要なことは、所有者意識の啓発、所有者としての意識を持ってもらうことが、ここが一番重要ではないかと考えておまして、そういったことで、昨年11月ですけど、そういった意識を高めてもらうという目的を持ちまして、終活講座ということで、これは空き家に限定したことではないのですが、そういったことを主なことで、もう既に使っている段階から、建物を将来的にどうしていくかということ、子供さんとか家族を含めて、そういったことを決め事をしてもらうというふうなことで行っております。

それから、空き家の活用につきましても、実際、空き家というのはなかなか意識啓発してもどうしても生じてしまうものなので、そういったときには、活用でありますとか、そういったことでは空き家バンクがありますので、そういったことをしっかり周知を図っていく。

それから、いよいよ使えなくなった建物、これはもう解体していただくしかないので、

先ほど申しましたような法の流れに従った助言、指導から、そういった流れでありますとか、今回の緊急代執行、緊急安全措置というふうなこともあるとは思いますが、そういったところで、少しでも解体とかがしやすくなるようにということで除却費の補助もしておりますので、そういったことも十分に啓発をしていきたいと思っております。

今回の条例を議決いただきまして定めたときには、一応広報なりホームページでそういったことを周知を図っていこうと思っておりますが、特に注意することとして、空き家の管理は原則もう所有者に責任がありますということはしっかり伝えて、放っておけば市のほうでやってもらえるというふうな誤った認識が伝わらないように、そこだけは十分に注意した啓発等を行ってまいりたいと考えております。

委員長（下垣内和春君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 空き家は物すごく増えてて、今回は適正管理にする条例ということなのであまり広がらないようにと思うのですが、いろいろやられてるのは分かるんで、何とか空き家の管理について告知とかPR、それから周知ということは今まで以上にやっていただきたいと思っております。ちょっと関連になりますが、よろしくをお願いします。

委員長（下垣内和春君） 答弁はよろしいですか。

委員（今田佳男君） はい。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第26号竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（広近隆幸君） それでは、竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案ということで、議案書69ページ、議案の参考資料73ページとなりますが、説明のほうは議案参考資料のほうでさせていただきます。

議案第26号竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案。まず、1の提案の要旨についてですが、道路法施行令の一部改正に伴い、市が徴収する都市公園の使用料の額を改定するものであります。

次に、2の改正の内容についてですが、国が徴収する道路占用料の額に合わせて、市が

徴収する都市公園の使用料の額を改正するものであります。改正の額につきましては、次の74、75ページの新旧対照表のとおりとなっております。左側が改正後、右側が改正前の額となっております。電柱、その他、これに類するもの以下、道路法施行令に定める額と同額にすることとしております。

73ページのほうに戻っていただきまして、この施行日についてですが、令和6年4月1日とするものであります。

説明のほうは以上であります。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第31号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（広近隆幸君） それでは、議案書の83ページ、議案参考資料の89ページとなりますが、説明のほうは議案参考資料の89ページでさせていただきます。

議案第31号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案。まず1の提案の要旨についてですが、本市の4地区の風致地区の風致を維持するため、条例により地区内での建築等の工事を規制しておりますが、許可を要しない特例と対象となる法人の名称や条例の中で引用している法律の名称が改められたことに伴い改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてですが、まず1点目として、建築等の許可を要しない特例を受けることができる法人の名称の改正についてです。国、県、市のほか、条例に定める独立行政法人が行う行為についても許可を要しないこととしており、このうち条例に規定します独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構が独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に改められたことに伴いまして法人の名称を改めるのが1点と、もう一点が、引用法律の名称の改正として、漁港漁場整備法に定める一部の工



事や管理行為については、条例において許可を要しない行為と定めておりますので、この法律の名称が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改められたことから、条例に規定する法律の名称を改めるものであります。

3番目に、この改正案の施行期日についてですが、公布の日としております。ただし、2の(2)の法律の名称の改正については令和6年4月1日とするものとなっております。

以上が議案第31号の説明となります。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 次に参ります。

議案第33号竹原市公共下水道条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 下水道課でございます。

それでは、議案第33号竹原市公共下水道条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

議案書は87ページ、議案参考資料につきましては93ページとなっております。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

本条例案は、下水道事業の経営健全化を図り、持続可能な下水道事業運営を行うことを目的に、下水道使用料を改正するものでございます。

95ページをお開きください。

提案内容につきましては、第22条において、種別については、従来は一般用、一般公衆浴場、臨時用の3種類がありましたが、一般用以外使用実績が少ないことから一般用に統合します。また、使用料の改定も行うこととしておりまして、基本料金を、実際に係る経費を負担していただくことから800円から850円に、基本水量は、従来8立方メートルまでは使用しても基本使用料で利用できましたが、その点につきましても廃止し、1立方メートルから使用する水量に応じて従量料金としてお願いすることとなります。

また、施行時期につきましては、経済的負担の大きいことから段階的に引き上げるものとし、93ページにあります、2、改正の内容、表（1）において、第1回改定を本年8月1日施行とし、（2）第2回改定を令和9年4月1日とするものでございます。

参考といたしまして、一人住まいの場合、一月に8立方メートル使用するとして算出すると、月当たりの下水道使用料は、現行の消費税込みで880円に対しまして、第1回改定の際では1,155円、第2回改定では1,260円となります。

また、標準的な指標として3人から4人住まいの一般家庭におきましては、月に20立方メートル使用するものとして算出いたしますと、現行の2,728円に対しまして、第1回改定では3,333円に、第2回改定では3,636円となることとなります。

なお、請求の際には、これに2か月分の水量により請求するものとなる予定でございます。

議案第33号については以上でございます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第41号令和5年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） それでは、議案第41号令和5年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

令和5年度竹原市下水道事業会計補正予算書（第2号）をお開きください。

今回の補正予算は、令和4年度竹原市下水道事業会計決算に伴います減価償却費、企業償還金などを調整するほか、本年度国費の内示額が少なかったこと及び各種事業の精算見込みによる調整が主なものとなっております。

補正予算書の3ページをお開きください。

予算書の第2条、第4号、ア、管渠建設改良事業費の3億7,556万4,000円を9,771万円減額し、2億7,785万4,000円にするものでございます。

次に、第3条にて、収益的収入及び支出の予定額について補正を行うものとし、収入として、第1款、下水道事業収益を753万8,000円減額し、6億966万6,000円に、同じく支出として、第1款、下水道事業費用を186万9,000円減額し、5億7,884万円にするものでございます。

次に、第4条においても、資本的収入及び支出の予定額について補正を行うものとし、収入として、第1款、資本的収入を9,735万5,000円減額し、8億3,180万円に、同じく支出として、第1款、資本的支出を1億63万1,000円減額し、10億2,228万6,000円にするものでございます。

4ページをお開きください。

第6条において、他会計からの負担金、補助金及び出資金の補正として3億7,261万4,000円から3億7,145万円に改めるものでございます。

各項目につきましては、補正予算書の予算基礎資料により説明いたします。

14ページをお開きください。

まずは、収益的収入及び支出からということで、営業費用として186万9,000円減額するものでございます。主な減額理由といたしまして、令和4年度に工事などにより取得した資産額が決算で確定したことに伴いまして、減価償却費が当初見込みより少なくなったことにより減額するものでございます。

次に、営業外収益につきまして753万8,000円を減額するものでございます。主な減額理由といたしまして、令和4年度決算及び令和5年度補正予算に伴います各種事業の精算見込みによるものでございます。

15ページをお開きください。

資本的収入及び支出において、まず支出につきましては、管渠建設事業において、国費の内示減に伴います委託料991万円及び工事請負費8,770万円の減額、また令和4年度決算に伴います企業債の借入れが減額したことに伴い、企業債償還金を292万1,000円減額するものでございます。

次に、収入につきましては、国費の内示減及び工事の精算に伴います下水道事業債6,200万円の減額及び国庫補助金3,535万5,000円の減額をするものでございます。

なお、国からの予算内示につきましては、令和4年度を基準にしますと約1.9倍予算がついてます。要因といたしましては、浄化センターの増設工事に係る経費が大きいこと

から増額となっておりますが、面整備に係る費用につきましては、前年度比1.6倍要求していましたが、1.2倍であったことから、その差額約3,500万円分の国費がつかなかったことによりまして、補助事業及び単独事業、約8,770万円分の面整備に係る財源の整理が必要となったことから、国費、器材等の財源の整理を行うものでございます。

6ページから8ページが補正予算の実施計画書、9ページにはキャッシュフロー計算書、10ページ、11ページが予定貸借対照表となっております。後ほど御覧いただければと思います。

以上で令和5年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答で願いたします。

高重委員。

委員（高重洋介君） ちょっと関連になるかもしれないのですが、下水道事業は現在も行われて、当初、もう私が議員になる前から竹原市全体を下水道化にしていくということで一般会計から3億円から4億円毎年繰り入れられておりますが、今回、全地区には行かないということで、例えば北部地区とか忠海地区とか吉名地区ですよね。そういったところで説明会も開いておられると思います。私のほうもいろんな意見が、様々な、私も一般会計から繰り入れている割に平等にはなっていないなというような思いもありますし、ましてや浄化槽を使われている方ですよね。ちょっと課が違うとは思いますが、その補助金も今はないというような状況で、今後、一般会計をまた繰り入れながら運営していかなければならないということで、そういった公共下水が来ない地域に対して、同じように浄化槽の補助とか、そういったものが必要ではないかと思われるのですが、担当課長で難しければ、また副市長のほうでもいいのですが、そういった点でどのようなお考えがありますか。

委員長（下垣内和春君） いいですか。市民課長、よろしいですか。

それじゃあ、答弁よろしく。

市民課長（内山 修君） すみません。

委員さんおっしゃられるとおり、我々のほうにもそういった声が、日に日に声が強くなってるということは、特に公共下水道を待たれていた地域に、忠海地区であるとか吉名地

区、もしくは、北部地区の方は何か諦めてる方が多いのですが、ただそういうことがはっきり市から方針が出されたということになると、その他の公共下水と合併浄化槽の費用の格差といたしますか、そういうところをなくしてほしいという声は当然あるかと思っておりますので、今後市の中でも協議において、予算化をするかどうかというのを改めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（下垣内和春君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 浄化槽の話をごここではいけないのですが、すみません、話せる範囲で。

浄化槽って、半永久的じゃないですよ。年月がたてばそれなりの傷み具合もありますし。特に、忠海地区、大乘地区、またそういう団地はもうそういう時期に来てるのかなと。ましてや、そこに、時期が来れば今度は公共下水道にという思いがあった方々が、そういった40年、50年たった団地の方々が、これから公共下水が来ない。では、浄化槽どうするの、やり直すの。そういったときにしっかりとした補助を出すべきだと思いますし、今後、新築等に対しましても。これは予算のときのほうがいいかもしれませんが、言いかけたので。新築で建つときに浄化槽は。建っていただけるということは、そこへずっと住み続けていただけるということで、竹原の市民ということですよ。そうすれば、また固定資産税とか、いろんなものも入ってきますし、そういった竹原に住みやすい施策を考えていってほしいなということと、できれば今後、また浄化槽が来る地域は、今回の一般質問で出してありますが、そういう浄化槽を利用して、補助金などを出してやっていただきたいなど、たくさんの人に浄化槽につないでいただきたいというふうな思いがありますが、担当課長さんのほうでもありましたらお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） 下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 今の御質問でございます。

まず、公共下水と公共下水以外の区域ということで、合併浄化槽等の整備をしていく区域というのがございます。そちらにつきましても、今回、先ほどの条例案で出させていただきました下水道使用料において、維持管理の面も踏まえまして、ある程度均衡を保てるような設定をしております。また、経費回収率100%というのを目指して料金改定をして、何とか持続可能な事業運営ができるというような形での下水道もやっていきます。

先ほど出ました、団地とか、そういう耐用年数が来てるようなところというのは、なか

なか、国のほうの補助メニューもたしかあると思います。そういうものを活用していただきながら更新とかをやっていただくというのがいいのかなとは思いますが。公共下水としても、いろいろな面で検討とかというのはやっていきたいとは思っております。

以上です。

委員長（下垣内和春君） よろしいですか。

委員（高重洋介君） はい。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） じゃあ、暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時42分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案等補足説明の訂正があるそうでございますので、担当課長より説明をお願いいたします。

市民課長。

市民課長（内山 修君） すみません。先ほど議案等の説明資料で後期高齢者、議案第40号の御説明をさせていただきました。内容については、どこが間違っているかといいますと、合計額が補正予算書と違ってるということで、2万9,000円ほど本当は減ということでございます。保険料延滞金のところなのですが、(6)番のところが必要なかつたということ。申し訳ございません、これは私の確認不足でございまして、いわゆる事務屋さんと査定官とのやり取りの差ということ、2万9,000円ほど落ちてるということで、合計額が補正額に反映されてなかったということ、補正予算書が正しくて、この委員会資料が間違いということ、改めてこの訂正の資料を皆様に御提示させていただいたという次第でございます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

このことに関して質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） それでは、暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時45分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申出をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 分かりました。

それでは、付託議案等について委員間討議を始めます。

委員の皆様、追加の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開します。

これより本委員会の付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

議案第13号市道路線の廃止、認定及び変更について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員でありますので、よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号老人集会所の指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。



これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号竹原市犯罪被害者等支援条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号竹原市空家等の適正な管理に関する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号竹原市隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号竹原市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

高重委員。

委員（高重洋介君） 議案第27号に反対をいたします。

委員長（下垣内和春君） ほかに討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（下垣内和春君） 以上をもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号竹原市公共下水道条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号令和5年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号令和5年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号令和5年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託議案に対する委員会報告につきましては、本日

の議決結果を報告することとします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認め、よってそのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み違いにつきましては、後刻委員長において調整いたしますので、御了承願います。

次の事項に移ります。

説明員を退席させますので、暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後0時01分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開します。

閉会中の継続審査の申出についてであります。4月、5月の25日前後に予定しております。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、次のとおり申し出るように考えております。

（1）番、子ども家庭センターの運営状況について、（2）番、我元行墓地の運営状況について、（3）番、竹原市斎場の運営状況について、（4）番、たけはら海の駅の運営状況について、（5）番、竹原市市営住宅長寿命化計画の進捗状況について、（6）本川流域浸水対策の進捗状況についてでございますが、その他、委員の皆様におかれて継続審査、調査について御意見なり御要望がございますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） なお、4月以降、税務課の所管が総務部となる事務分掌条例の一部改正案が提案されておりますので、議決してからですが、4月以降の調査事項から市税に関することは外すということになりますので、よろしく願います。

ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、社会福祉課から報告が1件ありますので、これを受けたいと思います。

説明員は入室してください。

よろしいですか。

市民福祉部長の発言を許可します。

市民福祉部長（塚原一俊君） 皆様、大変お疲れの中、会議を継続していただき、誠にありがとうございます。

今回は、以前御説明申し上げました、低所得者支援給付金であるとか電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、これについて進捗状況について御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） それでは、担当課から説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） それでは、議案審査に引き続き、お疲れのところ時間をいただきありがとうございます。給付金の振込状況につきまして、口頭ではございますけども、報告をさせていただきます。

物価高騰による影響世帯等への支援といたしまして、昨年の秋以降、国におきまして閣議決定が行われ、この間、給付事業を行ってまいりました。

まず1つ目としましては、非課税世帯への給付ということで、年末に、11月29日に専決処分をさせていただいて7万円の給付を行ったところでございます。第1段階目で年末に支給を行い、2段階目で1月にまた確認書、申請書を発送した上で、今受付を行ってるといった内容でございます。

1段階目、2段階目、合わせまして、全体といたしましては、まず我々から発した該当可能世帯数といたしましては3,744件へ発送いたしました。そのうち振込完了予定数、これは2月末の時点でございますけども、3,497件へ振込ができるというふうに見込んでおります。よって、執行率は93.4%というふうになります。

これは、3,744件といたしますのは、あくまでも該当可能世帯数ですので、これは100%全て該当するというわけではございません。多めに、恐らく、例えば途中で転入された方、我々のところには税情報はありませんので、そういった方も全部含めて、本人のあとは確認をするという意味合いも含めて、送った数が3,744件でございます。

同様に、これは参考なのですが、夏に1回3万円を同じようにやったときがございました。そのときは、3,770件に送り3,486件、つまり92.4%の執行率でしたので、恐らく今93.4%ということであれば、ほぼほぼここが達成できたのではなかろうかと。

一応、3月19日が一応締切りとなっておりますので、ここまでは受付をしてまいりま



す。

次に、均等割のみ課税世帯というのがございます。こちらについては、1月19日に専決処分をさせていただいて、先般の閉会中の審査で御報告をさせていただいた内容になります。

こちらは、まず第1段階目としましては、754件を抽出しまして、この2月19日に送付をさせていただきました。こちらは3月7日に振込を開始するといった形でございます。あと、第2段階目としましては、確認書、申請書を約、見込みとして70件あたり、恐らく該当を選びまして、その方に送るといった形を取ります。これにつきましては、まだシステムで調整中でありますので、ざっと70件あったということもございますけども、合わせると約830件余りが全体の該当可能世帯数になるだろうというふうに思っております。

参考ですが、こちらのほうは、夏の給付のときに暮らし応援ということで2万円を給付したことがありますけども、このときが839件に対して803件でしたので、95.7%の執行率でした。恐らく、754件の第1段階目は、ほぼこれは該当になりますので、そこが終わった後、70件送った中で恐らく半分あたりの方が返ってくるだろうというふうに見込みますので、3月中には何とかここもクリアできるだろうというふうに思っております。

あと、最後になりますけども、今度、非課税と均等割のこの世帯の中で18歳未満の子供がいらっしゃる世帯には、さらに5万円を追加給付しなさいというのがもう一点あります。

こちらのシステム改良は、今やってる非課税とか均等割の本体とは別のシステムでやる必要性がありますので、実は先に本体のほうをある程度見込みをやってから、併せてその後システム改良するというので、若干こちらのほうはずれてくるとなります。実際に日立さんのほうのシステムが完了、要はパッケージが出来上がるのが3月の中旬以降ぐらいになるだろうという予測がありますので、それから、こちらのほうからその方の該当通知を送らせていただいた場合には、恐らく非課税のほうの世帯に対しては3月末から4月上旬の振込みになるだろう。均等割課税のほうは4月の中旬から4月末の振込みになるだろうというふうに予定をしているといった状況でございます。どちらにしましても、引き続き一日でも早く給付が可能となるよう鋭意取組を実施してまいります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございました。

ただいまの説明で、説明資料はなかったわけですが、何か質疑等ございましたらお願いいたします。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。

委員の皆様方には、長時間にわたり御協力大変ありがとうございました。終わります。

午後0時10分 閉会